

令和2年度事業計画書

公益財団法人日本防災協会

令和2年度事業計画書

I 基本的運営方針

火災の延焼・拡大の防止に大きな効果があり、避難等にも有効な防災品の総合的な品質管理及びその適正な普及等を図ることにより、火災による国民の生命・財産等の被害の抑制・減少に貢献し、もって社会公共の福祉の増進に寄与する。

このため、より効率的な防災性能確認試験業務及び防災ラベル交付業務を推進するとともに、防災品関連事業者への指導等品質管理業務並びに防災に関する技術開発業務及び普及・広報業務を推進する。

特に令和2年度においては、防災品の品質管理について、引き続き見える形で向上させるとともに、各種試験、審査、ラベル交付等の業務の確実性・効率性の向上を図る。また、防災品の普及促進について、消防本部との連携や分かりやすい広報に努める。

II 事業

1 共通事項

- (1) 防災品の品質確保及び普及促進を図るため、部会活動等を中心とした防災事業関係者との情報交流等の促進、事業所調査等必要な指導活動の強化及び消防機関との連携に努める。
- (2) 品質管理本部を中心として、防災品の品質管理の徹底を図る。

2 法人管理関係

- (1) 防災事業の発展と防災品の品質確保等に寄与した者の顕彰を行い、防災品に対する社会的信頼性の向上等に資する。
- (2) 会員に対し協会の活動に関する情報の提供等を行うとともに、協会の目的達成に必要な範囲において業務上の便宜を講ずるなど、会員制度の適切な管理に努める。
- (3) 会員、防災事業関係者、消防関係者等相互間の交流及び情報交換等を図る。

3 普及・広報関係（公益目的事業・収益事業1）

- (1) 防災品に関する適切な理解を広めるための講座等を開催する。
 - ① 防災の知識、技術等を普及するための防災講座の開催
 - ② 大学と連携した衣料管理実習の開催
 - ③ バリアフリー展、国際福祉機器展、住宅防火防災推進シンポジウム等に参加し防災品の普及広報を実施
- (2) 消防関係機関等との協力により、防災品の普及を図る。
 - ① 消防機関等が行う住民向け防災指導で活用する広報資材・防災品等の提供
 - ② 出展を要請する消防機関等主催のイベントへの参加
 - ③ 予防広報委員会（政令市消防予防部長）及び防災品普及方策検討会（政令市消防予防課長）の開催並びに消防関係各種会議への参加
 - ④ （一社）全国消防機器協会の社会貢献事業に参加し、防災製品を寄贈

(3) 広報媒体を通じ防災品の一般消費者等への周知を図る。

- ① 広報誌「防災ニュース」を発行し、防災品奏効事例等を継続的に紹介
- ② ホームページにおける防災品取扱い店舗情報の提供や各種情報の発信
- ③ 動画投稿サイト YouTube 内の「防災チャンネル」を通じた動画配信
- ④ CATV 放送を活用した情報発信

4 技術・試験関係（公益目的事業・収益事業1）

*特に表示していないものは、「公益目的事業」及び「収益事業1」である。

(1) 試験・登録・認定業務の確実性・効率性の向上と顧客サービスの充実を図る。

- ① 防災製品に関する質疑応答のまとめ及び検索機能の検討（収益1）
- ② 防災製品の申請業務に係る HP の活用方策の検討（収益1）

(2) 防災品を取り巻く環境変化に応じ、試験実施体制の強化を図る。

- ① 東京試験室及び大阪試験室間の業務平準化の推進及び試験業務処理の一層の迅速化のための体制強化
- ② 防災性能に係る耐洗濯性能の基準で定める「同等以上の洗濯性能基準」の検討
- ③ 水洗い洗濯用洗剤の仕様変更に伴う洗濯性能の検討

(3) 防災品の開発及び防災性能基準、防災性能試験方法等に関する調査・検討を行う。

- ① カーテンの防災性能経年変化の調査結果の取り纏め（公益）
- ② 大学や他試験機関等との共同研究等による、より確実な試験方法等の要件の検討

(4) 国内外の防災規制・規格等の情報収集、分析及び情報の提供に努める。

- ① 防災薬剤等の規制動向に関する国内外の情報収集及び情報提供
- ② 防災品に関する海外の法規制等の情報提供

(5) ISO（国際標準化機構）へ参画し、試験基準の動向等に対応する。

- ① ISO/ TC94/ SC14（消防隊員用個人防護装備）、TC38/SC23（繊維及び糸の試験方法）等、関連する審議へ対応
- ② ISO/ TC94/ SC14（消防隊員用個人防護装備）の国内審議団体事務局の移管について対応（収益1）

5 品質管理関係（公益目的事業・収益事業1・収益事業2）

*特に表示していないものは、「公益目的事業」及び「収益事業1」である。

(1) 防災性能確認審査等の申請について、申請相談への適切な対応、手続きの簡素化及び迅速な審査を実施する。

(2) 防災事業者への防災品に係る品質管理指導の強化により、品質の向上と信頼性を確保する。

- ① 防災品に係る抜取・試買試験の実施
- ② 防災品に係る事業者への定期・随時調査・指導の強化、充実
特に、重大不適合・不適合多発事業者に対する改善指導および登録後数年経過した事業者への品質管理指導の充実に力点を置く。
- ③ 防災カーテンのトレーサビリティ確保のための補助ラベルを継続支給（公益）
- ④ 裁断・施工・縫製業者に対する防災ラベルの表示・管理についての講習会の継

続実施（公益）

- (3) 防災品ラベル交付業務の更なる効率化・安定化を図る。
- (4) 防災事業者における防災性能試験等の技術・技能及び業務知識の向上を支援する。
 - ① 防災事業者を対象とした防災性能試験等実地講習会の開催
 - ② 防災品に係る業務・技術講習会の協力・支援
- (5) 防災加工専門技術者育成のための防災加工専門技術者講習会、再講習を開催する。(収益2)